

日田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正の目的・理由

令和6年第4回日田市議会定例会において可決された日田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「オンライン化条例」という。）の一部改正に伴い、所要の措置を講ずること。

2. 改正の内容

- (1) 市の機関の定義について、地方自治法の規定に基づき公の施設の管理を行う指定管理者を追加するなど規定の整備を行うこと。
- (2) 申請等をオンラインで行う場合は、使用料等をオンラインにより納付することができる規定を追加すること。

3. 施行の時期

公布の日から施行するもの。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの。

該当理由

令和6年第4回市議会定例会における「日田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」の可決に伴う規則改正であるため。